

セキュリティトークンの他社口座への移管手続きの検討 (清算決済タスクフォース)

2025年6月17日



1. 「個人BA⇒個人BA」対応方針の最終確認
2. これまでの論点と対応策
3. プラットフォーマー様へのシステム改修要請事項の確認
4. 暫定フロー案とポイント
5. 運用開始時期の確認と今後のスケジュール

1. 「個人BA⇒個人BA」対応方針の最終確認

■ 対応方針

- 先日の意見照会結果、及び、投資者保護上は口座移管の仕組みを早期に整備すべきとの要請に鑑み、当面はマニュアル運用を残した「個人BA⇒個人BA」の移管を対応方針とする。
 - ✓ 一部若しくは全プロセスのシステム化の意見はあったものの、PFへの個別照会にて、全てをシステム化することは、本件が社内システムが異なる複数の証券会社を跨ぐ必要があることから、相当難易度が高い（＝コストと時間が掛かる）との見解。
 - ✓ また、システム化はPF側の対応だけで終わるものではなく、証券会社側でも一定のシステム対応が必要となり、本件は、日常的に頻繁に発生する処理ではないために、証券会社としても仮にメンバーレベルでの合意形成ができたとしても各社内の調整（予算取りなど）が相応に難しいのではないかと思料。
- なお、マニュアル運用を残す場合であっても、PF側のシステム開発の要件定義の確定にあたり、移管フローの確定は必須。（詳細については、「3.プラットフォーム様へのシステム改修要請事項の確認」にて説明。）

2. これまでの論点と対応策

■ これまでの論点と対応策

a. BAアドレスの連携

- 当面はマニュアル運用（移管依頼書への転記）をベースとし、移管件数が増えた段階で再度、システム化の検討を行うことが現実的。
- BAの転記ミス対策の一案として、PFのコピー & ペースト機能の利用や、顧客に記入いただく依頼書に最初から印字したものを渡す、BAに関しては、顧客記入ではなく、口座管理機関（証券会社）で補記にする等のアイデアを頂いているので、参考にして社内で工夫していただきたい。
- なお、PFによってコピー & ペースト機能の仕様は異なる。
 - ibet for Fin :
 - E-Walletに既にBAのコピー & ペースト機能を実装済み。
 - Progmatt :
 - コピー & ペースト機能のAPIは定義されているものの、運用を実現するためには社内システムで当該APIを用いてのデータ取得が必要。

2. これまでの論点と対応策

b. 移転理由（「移管」）の連携と取得日の引継ぎ

- PFによって現状のシステム仕様が異なる。
 - ibet for Fin :
 - 現状の仕様では移転を受けた日が取得日とされる。
 - 2025年秋を目途に、原簿生成に併せた移転区分の選択機能及び、移転区分に応じた取得日の引継ぎ機能を実装予定。但し、非E-Walletユーザーについては、自社内システムの開発要。
 - Progmatt :
 - 現状の仕様で、移転区分「移転」、「移管」の連携が可能。

2. これまでの論点と対応策

c. 一部移管の制限

- 顧客説明、事務フローの煩雑化の回避のため、当面は特定口座/一般口座ともに全部移管のみの取扱いとすること。また、特定口座及び一般口座にまたがって同銘柄を保有している場合についても、一部移管は不可として、特定口座分/一般口座分あわせての移管のみの取扱いとすることで合意いただきたい。
- 事務ミス防止の観点より、移管元・移管先証券会社間でやり取りをする「移管事項証明書」内の「全部移管・一部移管の別」の項目欄について、予め「1：全部」の記載に固定してしまうことどうか。（別添参照）

d. その他

- 個人BA間移転に伴う個人情報提供同意の取得に関しては、これまでの議論の中で、移管依頼書に個人情報を提供する旨の記載を追加することで対応可能と整理済のところ、移管においてポイントとなるのはアドレスの連携であることから、移管先証券会社が移管元証券会社へアドレスを提供する点に絞ることどうか。

文例

租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項の規定等に基づき、次の①から④の事項に同意の上、下記に示す移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を移管先の特定口座に移管することを依頼いたします。

- ① 貴社の責に帰す事由以外で移管が行えなかった場合、私はその責に任じ一切貴社に迷惑をかけないこと。
- ② 移管手続上、貴社が本依頼書の内容を移管先（受方）金融商品取引業者等に連絡すること、並びに移管先金融商品取引業者等が同社での保護預りに係る私のプラットフォームにおける顧客IDを連絡すること。
- ③ 移管証券が移管先（受方）金融商品取引業者等の取扱銘柄でない場合は移管が行えないこと。
- ④ 移管先（受方）金融商品取引業者等によっては売却制限等の制限事項があること

3. プラットフォーマー様へのシステム改修要請事項の確認

■ システム改修要請事項

- 各プラットフォームへのシステム改修要請事項は次のように整理されると考えられるが、確認を頂きたい。

➤ ibet for Fin :

【早期の実運用にあたり、改修が必須となるもの】

- 原簿生成にあわせた移転区分の選択機能及び、移転区分に応じた取得日の引継ぎ機能の実装。

✓ 6月に仕様が概ね確定したのをうけ、9月末までに開発、10月末に本番リリースを想定。

✓ ただし、証券会社側の対応も必要となることから、本番リリース時期は会社によって異なる。

＜銀行・信託サイド＞

E-Primeユーザのみ：BOOSTRYが10月末に本番リリース可能。

＜証券サイド＞

E-Wallet SaaSユーザー：BOOSTRYが10月末に本番リリース可能。

E-Wallet Packageユーザー：BOOSTRYが9月末にモジュールを渡して、各社が任意のタイミングでUpdate。

非E-Walletユーザー：証券会社側の開発／リリーススケジュールに依存。

【必須ではないものの、将来的な改修を要請したいもの】

- 今後、移管ボリュームが増えた段階で必要に応じて本TFで協議の上、要請。

3. プラットフォーマー様へのシステム改修要請事項の確認

■ システム改修要請事項

➤ Progmatt :

【早期の実運用にあたり、改修が必須となるもの】

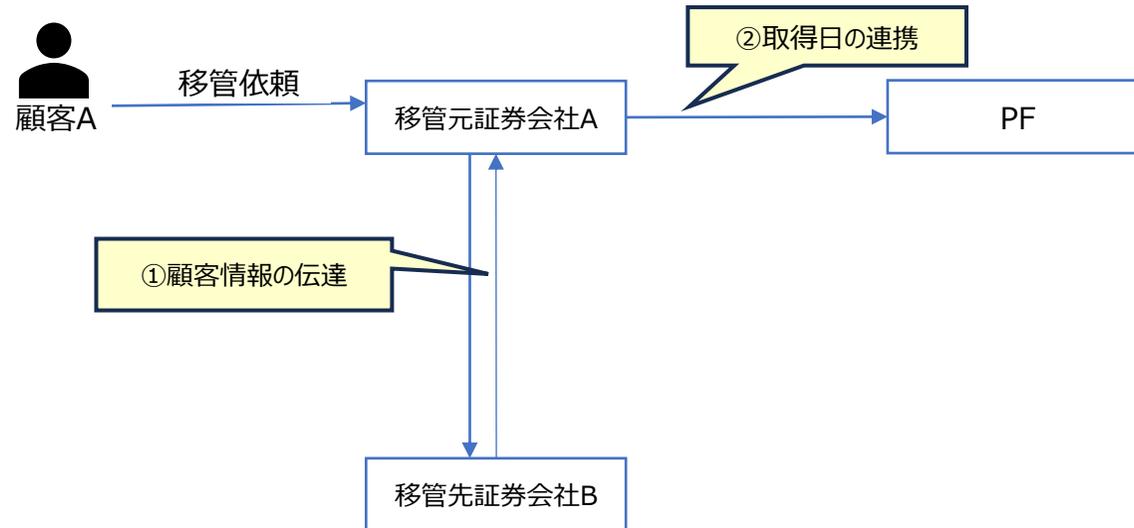
- 特になし。

【必須ではないものの、将来的な改修を要請したいもの】

- BAのコピー & ペースト機能の実装。

4. 暫定フロー案とポイント

■ 暫定フロー案



■ ポイント

① 顧客情報の伝達

- BAアドレスを含む顧客情報の連携について、当面は移管依頼書への転記を基本としたマニュアル運用とする。

② 取得日の連携

- ibet for Fin : 移転区分に応じた取得日の引継ぎ（2025年秋を目途に実装）
- Progmart : 「移管」の区分を選択

5. 運用開始時期の確認と今後のスケジュール

■ 運用開始時期

- 移管は証券各社が足並みを揃えて、システム対応や事務フローの整備が必要であるため、実運用開始日を明確に定めたい。
- 事務局としては、“**2025年12月1日(月)より実運用開始**”を提案。

■ 今後のスケジュール

- 12月1日運用開始を踏まえた、今後のスケジュールについては以下を想定。

時期	タスク	備考
2025年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・移転方針（個人口座⇒個人口座）の最終確認 ・移管参考フロー案（仮称）の共有と確認 ・帳票様式（最終案）の共有と確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・移管参考フロー案、帳票様式（最終案）についてご確認いただき、ご意見・ご質問等があれば、6月25日(水)までにご連絡ください。
2025年6月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・移管参考フロー案（仮称）の確定 ・帳票様式の確定 	
2025年7月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁への検討結果の報告 ・日証協への概要説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・前タスク完了後
2025年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会へ検討結果の報告 	
2025年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ST他社口座移管手続きの運用開始 	